

じっきょう 家庭科資料

(通巻 77 号)

みんなで家庭科を

No. 62

内容解説資料

巻頭

民法の成年年齢
引下げの基礎知識

もくじ /

民法の成年年齢引下げの基礎知識	1
オガールタウン日詰二十一区における取り組みについて	7
「もしも」に備える食	11
食育についての授業実践例～「文字かるた」で学ぶ～	17

民法の成年年齢引下げの基礎知識

弁護士（第二東京弁護士会） 中村 新造

第1 はじめに

2018年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」といいます）が成立しました。

現行民法（明治29年法律第89号）は、1896年（明治29年）に制定されて以来、一貫して成年年齢を20歳と定め（4条）、これは我々国民の間に広く定着してきました。今回の改正法は、民法の成年制度を122年ぶりに見直したものですから、国民（特に18歳、19歳の若年者）の日常生活に大きな影響を与える歴史的な改正といえます。

そこで、今回は、“民法の成年年齢引下げの基礎知識”として、①民法の成年年齢とは何を定めたものか、②どのような経緯で成年年齢引下げの話は進

んでいったのか、③成年年齢を引き下げる必要性は存在したのか、④成年年齢引下げの問題点は何か、について紹介していきます^{注1}。

第2 民法の成年年齢の意義

さて、そもそも“民法の成年年齢”とは何を定めたものなのでしょうか。これを正確に理解していなければ、成年年齢引下げの是非や問題点を議論しても焦点がぼやけてしまいますので、まず冒頭で確認しておくこととします。

1. 民法の成年年齢の二つの意義

第一に、民法の成年年齢とは、行為能力^{注2}が認められる年齢という意義を有します。具体的には、「成年」になると、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入する等の契約ができるようになる

注1 このテーマについてより関心がある方は、拙稿「民法の成年年齢引下げに関する議論の状況と若干の考察」（『国民生活研究』57巻2号）を参照してください。

注2 行為能力とは、法律行為（例えば買い物）を単独で行うことができる能力をいいます。

反面（5条1項）、未成年者取消権を行使出来なくなります（5条2項但書）。

第二に、民法の成年年齢は、親権の対象から外れる年齢という意義を有します。具体的には、「成年」になると、親権の対象から外れる結果（818条）、親権者が子に対して、監護・教育（820条）、居所の指定（821条）、懲戒（822条）、職業の許可（823条）、財産管理・代表（824条）をすることが出来なくなります。

2. 民法以外の法律が定める年齢条項

以上のように、民法の成年年齢の意義は上記二つとなります。つまり、世間で言われている飲酒、喫煙、競馬、国民年金、成人式などは民法の成年年齢とは直接の関係はありません。

実は、年齢条項を定めている法令は民法以外にも多数存在し、その法令数は343といわれています（法律が208、政令が37、府省令が98）^{注3}。例えば、①民法の成年年齢引下げを受けて年齢条項を20歳から18歳に変更する例としては、国籍法、旅券法、性同一性障害特例法、医師法、公認会計士法等があります。他方、②今後も20歳を維持する例としては、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、競馬法、自転車競技法、小型自動車競争法、モーターボート競争法、国民年金法、少年法等があります^{注4}。

第3 民法の成年年齢引下げの経緯

冒頭で紹介したとおり、20歳成年制は122年もの間継続されてきた制度ですので、我々国民の間にすっかり定着しています。ですから、突然これを引き下げるといわれても、唐突に感じた人が多いのではないのでしょうか。

それも無理はありません。実は、民法の成年年齢の引下げの議論が本格化したのは最近になってからのことなのです。それでは、引下げに至る経緯を紹介していきましょう。

1. 各政党の提言

21世紀を迎えるにあたって、各政党が、民法の成年年齢を18歳に引き下げはどうかと提言するようになりました。例えば、自由民主党の「21世

紀日本の構想懇談会」（2001年1月）、民主党の「18歳以上に大人としての権利と責任を」（2000年5月）等があげられます。

その背景には、少子高齢化と諸外国の多くが18歳成年制を採用しているという二つの状況があったと考えられます。

2. 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）

2007年5月14日に成立した国民投票法は、18歳以上の者に国民投票の投票権を認めました。そして、その附則において、公職選挙法と民法を年齢条項引下げの次の候補として名指ししました。

3. 法制審議会の「民法の成年年齢引下げについての意見」

国民投票法の附則を受けて、2008年2月、法務大臣は、法制審議会に対し、民法の成年年齢引下げについて諮問しました。

この諮問を受けて、法制審議会は民法成年年齢部会を設置し、同部会は「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」（以下「最終報告書」といいます）をまとめました。法制審議会は、この最終報告書を審議した上で、2009年10月28日、法務大臣に対し、「民法の成年年齢の引下げについての意見」を答申しました。

この「民法の成年年齢の引下げ意見」は、以下のように結論付けられました。すなわち「民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である」としたのです。これは要するに、民法の成年年齢引下げをする条件として、①消費者被害拡大等に対する施策が実現すること、②その施策の効果が浸透す

注3 内閣官房「年齢条項の見直しに関する検討について」（2013年6月6日）

注4 少年法については、2017年2月、法務大臣が、適用年齢を18歳に引き下げることを法制審議会に諮問し、現在審議中です。

ること、③その効果が国民の意識として現れること、という三つのハードルを課したものといたします^{注5}。

4. 公職選挙法の改正

2015年6月17日に改正された公職選挙法は、選挙年齢を18歳に引き下げた上で、その附則において、民法、少年法を年齢条項引下げの次の候補者として名指しました。

5. 民法の改正（第196回国会）

政府は、2018年3月13日、民法の一部を改正する法律案を第196回国会に提出することを閣議決定し、同法案は国会で審議されることとなりました。

その後、衆議院は5月29日付けで本会議において同法案を可決し、参議院は6月13日付けで本会議において同法案を可決しました。すなわち、6月13日付けで改正法が成立したのです。ちなみに、改正法の施行日は2022年4月1日とされました(附則1条)。

なお、参議院法務委員会では、民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議がなされています。この附帯決議は10項目にもわたって政府に格別の配慮を求めています。これは成年年齢が実に多くの宿題を抱えたまま引き下げられたことを物語っています。

第4 民法の成年年齢引下げの立法事実の有無

以上のように、成年年齢が18歳となることは既に国会で決定しているのですが、そもそも成年年齢を18歳に引き下げる必要性はあったのでしょうか。例えば、この問題の主人公である若年者から「成年年齢が20歳だと困るから18歳に引き下げてほしい」という意見を聞いたことはあるでしょうか。言い換えれば、民法を改正するだけの立法事実は存在したのかという問題です。

そこで、あらためて、国会や法制審議会等でこれまでに取り上げられた主な論点を紹介していきます。

1. 選挙年齢との関係

(1)最終報告書は、民法の成年年齢の引下げが18歳、

19歳の若年者の「政治への参加意欲を高めること」、選挙年齢と成年年齢の両者をそろえるのが「法制度としてシンプル」であること等を理由に「両者は特段の弊害がない限り一致していることが望ましい」と述べています。

(2)これに対して、日本弁護士連合会の「民法の成年年齢引下げに関する意見書」（2016年2月18日。以下「2016年意見書」といいます）は、

① 若年者の「政治への参加意欲を高める」ためには、若年者の政治へのアクセスを容易にする等の施策が必要であり、民法の成年年齢の引下げによって直ちにこれを達成できるとは考え難い。

② 法律における年齢区分はそれぞれの法律の立法目的や保護法益ごとに個別具体的に検討されるべきで、民法の成年年齢引下げについては、私法上の行為能力を付与するにふさわしい判断能力があるかという点が正面から論じられるべきで、選挙年齢と一致させることが望ましいとはいえない。等と述べています。

2. 若年者の大人としての自覚を高めることにつながるか

(1)最終報告書は、「民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることは、18歳、19歳の者を『大人』として扱い、社会への参加時期を早めることを意味する。これらの者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代をも含む若年者の『大人』としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすことになるものと考えられる」と述べています。

(2)これに対して、日弁連の2016年意見書は、

① 現在、18歳の若者の多くは大学等に進学するなど親に扶養してもらっており自立した生活を営んでいない。

② 若者の自立の遅れという近年の傾向に鑑みれば、若年者の自立を支えていく仕組み作りを先行させるべき。

等と述べています。

また、日弁連の「成年年齢を引き下げる『民法の

注5 第196回国会では、衆議院法務委員会で10名、参議院法務委員会で8名の参考人が招致され、そのうち14名が“法制審議会の三つのハードルがクリアされているか”という質問を受けましたが、肯定的な回答をした者が1名、否定的な回答をした者が11名、その余の回答をした者が2名という結果でした。

一部を改正する法律』の成立に対する会長声明」(2018年6月13日)も、「成年年齢の引下げによって、若年者の社会参加の時期を早め、社会の様々な分野において積極的な役割を果たしてもらうことが、少子高齢化が急速に進む我が国の社会に大きな活力をもたらすという点も実証性に乏しく、立法事実として説得的とは言い難い」と述べ、最終報告書の考えに疑問を呈しています。

3. 自ら就労していた金銭等を自ら費消できること (若年者の自己決定権)

(1) 最終報告書は、「契約年齢を18歳に引き下げることには、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるという点で、メリットがあるということが出来る」と述べています。これは、未成年者取消権が若年者の自己決定権の制約という要素を持つことを指摘するものといえます。

(2) これに対して、日弁連の2016年意見書は、

- ① 高等学校卒業者のうち、就職率は2割に満たない現状においては「18歳に達した者が就労して得た金銭」の処分に着目することによって民法の成年年齢を引き下げる必要性を強調することは説得的とは言い難い。
- ② 「18歳に達した者が就労して得た金銭」を自らの判断で費消できないことによるデメリットの実態が不明であり、自己決定権を強調するだけでは成年年齢引下げとしては十分ではない。と結論付けています。

また、大村敦志教授は、『『子どもの権利』は、『子ども』が『子ども』としての保護を要するという認識に立ち、その上で、各種の権利を保障しようというものであると考えるならば、子どもの意見の尊重は、必ずしも成年年齢の引下げを要請しないとも言える』と指摘していますが^{注6}、これは

成年年齢引下げの問題は若年者の保護の必要性を中核に据えて検討すべきであり、若年者の自己決定権を殊更に強調することに疑問を呈したものと いえます。

4. 諸外国と足並みを揃える必要はあるか

(1) 民法の成年年齢のデータがある国・地域187のうち、成年年齢が18歳(17歳、16歳も含む)の国・地域は141であり、約75.4%が成年年齢を18歳としています^{注7}。そのため、日本も諸外国に足並みを合わせて、成年年齢を18歳に引き下げるべきだという考えがあります。

(2) これに対して、法制審議会・民法成年年齢部会では「民法の成年年齢を18歳に引き下げる理由として、単に、諸外国の多くで18歳成年制を採用しているからというのでは説得力がないという意見」(最終報告書)が出されました。

また、日弁連の2016年意見書は、諸外国が18歳成年制を導入した理由として、若年者が成熟したことを考慮した国が多いとされているところ^{注8}、18歳の若者の多くは大学等に進学するなどして親に扶養してもらっており、若年者の自立の遅れがみられるという近年の傾向からすれば、この理由は日本にはあてはまらなると指摘しています。

さらに、諸外国が18歳成年制を導入した理由として、ベトナム戦争を背景に徴兵制や志願兵の年齢に合わせた国が存在するとされていますが、徴兵制や志願兵制度が存在しない日本においてはこの理由はあてはまらなると指摘があります^{注9}。

5. 国民は成年年齢の引下げを求めているか

内閣府は、2008年7月、2013年10月の二回にわたり、「民法の成年年齢に関する世論調査」を実施しています^{注10・注11}。

この世論調査で「18歳、19歳の者が、親などの

注6 大村敦志教授「民法4条をめぐる立法論的覚書」(法曹時報19巻9号)

注7 諸外国の多くは、1970年代にそれまで21歳もしくは25歳であった成年年齢を18歳に引き下げている「世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢」(法制審議会民法成年年齢部会第13回会議(平成21年3月27日)参考資料)。

注8 「諸外国における成年年齢等に関する調査結果」(法制審議会民法成年年齢部会第7回会議(平成20年9月9日)参考資料)。

注9 藤田英典教授の「法制審議会民法成年年齢部会第2回会議(平成20年4月15日開催)」における説明参照。
<http://www.moj.go.jp/content/000012421.pdf>

同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすることに賛成か、それとも、反対か」という質問をしたところ^{注12}、いずれの調査においても、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計が多数を占める結果となりました（2008年調査では78.8%、2013年調査では79.4%）^{注13}。

また、「18歳、19歳の者については、父母の親権を及ばなくすることについて賛成か、それとも、反対か」という質問をしたところ、いずれの調査においても、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計が多数を占める結果となりました（2008年調査では69.4%、2013年調査では69%）。

第5 民法の成年年齢引下げの問題点

1. 未成年者取消権の喪失～「黄金の橋」と「防波堤」

民法の成年年齢が引き下げられたときの最大の問題点は、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を行使できなくなることといえます^{注14}。

この未成年者取消権は、未成年者を違法もしくは不当な契約から保護するための制度ですが、その効果には二つの意味があります。すなわち、

- ① 未成年者自身が未成年者取消権を行使することによっていったん締結した違法または不当な契約の拘束力から免れるという意味（「後戻りのための黄金の橋」としての意味）
- ② 事業者が未成年者取消権があるためあらかじめ未成年者を違法もしくは不当な契約の勧誘対象から外すという意味（取引のターゲットとされない

ための「防波堤」としての意味）です。

①は民法の文言とおりの法律効果であるのに対し、②は事実上の効果といえます。未成年者取消権とは基本的に契約時の年齢だけを問題とするので立証が極めて容易です。そのため、業者は勝訴の見込みが低いと考え、あらかじめ未成年者を勧誘の対象としないのです。勧誘されなければ、そもそも違法もしくは不当な契約を締結することがないので、取消権を行使することも当然ありません。このように、未成年者は、自分でも気づかないうちに成年制度によって保護されていたのです。

2. 18歳、19歳の若年者における消費者被害拡大の懸念

しかし、18歳成年制のもとでは、18歳、19歳の若年者は、この未成年者取消権を行使することができず、「黄金の橋」も「防波堤」も失うこととなりますので、成年になるまでは勧誘を控えていた悪質業者が18歳、19歳の若年者に接近してくることが予想されます。

国民生活センターによれば、「18～19歳」と「20～22歳」の1歳あたりの相談件数については、下記グラフのとおりです^{注15}。このグラフによれば、20歳を境界線として相談件数が顕著に増加していることが分かります。18歳成年制のもとでは、この境界線が18歳に移行することが予想されます。

3. 消費者教育の充実

注10 内閣府「民法の成年年齢に関する世論調査」（平成20年7月調査）

<http://survey.gov-online.go.jp/h20/h20-minpou/index.html>

注11 内閣府「民法の成年年齢に関する世論調査」（平成25年10月調査）

<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-minpou/index.html>

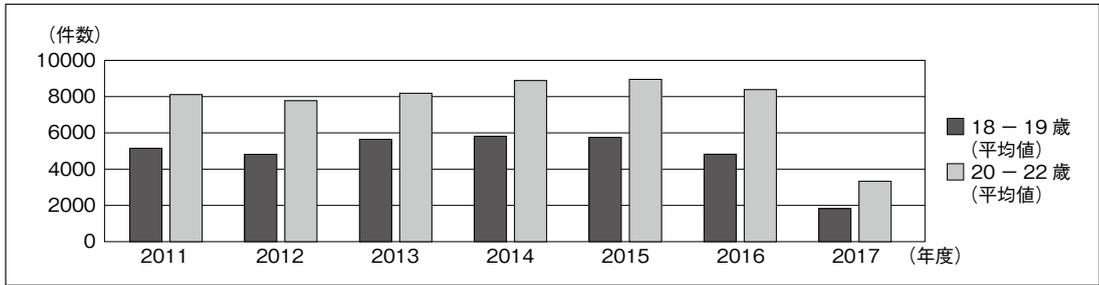
注12 内閣府の世論調査における質問の仕方は適切といえます。なぜなら、民法の成年年齢の意義が正確に知られていない状況で、単に「民法の成年年齢引下げに賛成か反対か」という聞き方をすると、飲酒、喫煙、成人式等の問題と勘違いして回答する可能性が高いからです。

注13 世論調査の結果が反対多数となった理由の一つに、現行民法が未成年者が単独で法律行為をなす場合について詳細な例外規定（①単に権利を得、又は義務を免れる行為（5条1項但書）、②目的を定めて処分を許した財産（5条3項前段）、③目的を定めなくて処分を許した財産（5条3項後段）、④一種又は数種の営業を許された場合（6条1項））を置いていることが指摘できると考えられます。つまり、この例外規定が適切に機能しているため、未成年者であっても日常的に必要な取引を行うことができ、国民は20歳成年制に不都合を感じていなかったのではないかとことです。

注14 この他にも、自立に困難を抱える若年者の困窮の増大、高校教育における生徒指導の困難化、養育費支払終期の繰り上げ、児童福祉の支援後退などの問題点があるといわれています。

注15 保足和之「消費生活相談にみる若者の消費者トラブルの現状と課題」国民生活研究57巻2号。

【グラフ】契約当事者「18-19歳」「20-22歳」の相談件数



18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を喪失することによって消費者被害が増加するであろうことは、最終報告書も指摘しているところです。そして、そのための対策の一つとして消費者教育の充実があげられています。

以下、この点に関する最近の動きを紹介します。

(1) 附帯決議

先にも紹介したとおり、成年年齢引下げを内容とする改正民法は第196回国会で成立しましたが、参議院では附帯決議が付されました。附帯決議とは、法律の運用や将来の立法によるその法律の改善についての希望などを表明するもので、法的な拘束力はありませんが、政府はこれを尊重することが求められていますので非常に重い意義を有するものです。

今回の附帯決議は実に10項目にも及んでおり、謂わば10個の宿題を政府に課したものですから、改正民法の課題の多さを物語るものといえます。もちろん、消費者教育についても触れられています^{注16}。

(2) 若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日、消費者庁は、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携して2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進することを発表しました。

(3) 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関

係府省庁連絡会議

政府は、閣議決定に先立ち、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を開催することを決めました。この連絡会議は、民法の成年年齢引下げを見据え、そのための環境整備に関し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進することを目的とし、法務大臣を議長とし、関係府省庁の局長級を構成員とするもので、2018年4月16日に第1回、9月3日に第2回連絡会議が開催されています^{注17}。

第6 おわりに

これまで、本稿では「民法の成年年齢引下げの基礎知識」を概観してきました。成年年齢の引下げが学校教育の現場に及ぼす影響は多岐にわたることが予想されますが、本稿では、その中でも消費者教育の必要性を考えてみました。

民法の成年年齢の引下げは、その必要性がはっきりしないまま、しかも十分な議論を経ることなく決められてしまいました。成年年齢引下げによって生じる問題点は18歳、19歳の若年者の日常生活を直撃するものですが、肝心の若年者が引下げを求めているわけではなく、我々大人が引下げを決めたのです。したがって、改正民法が施行される2022年4月1日までに、若年者のために十分な準備をしておくことは、我々大人の責任ではないでしょうか。

注16 附帯決議は、①「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を関係省庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること、②外部講師や行政機関等と連携を進めたり、消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること、③18歳、19歳の若年者に対する大学・専門学校、職場、地域における消費者教育を充実すること、④教員養成課程での消費者教育の強化など教員養成課程の改革を進めること、⑤行政機関が学校教育以外でも積極的に消費者教育に取り組む体制を整備することを求めています。

注17 この連絡会議については、「幹事会」が2018年11月1日に開催され、「成人式の時期や在り方等に関する分科会」が2018年10月31日、同年11月26日に開催されています。